

タリ、是レ物部氏ノ私領地タリ私有民タリシヲ以テナリ、國家ノ公領公民タリツランニハ必ス他ノ策アラン。法令ヲ以テ私民ヲ廢シタルハ明ニ大化二年ノ大詔ニ在リ、然レトモ實際ハ推古天皇ノ時ニ於テ既ニ之ヲ廢シ、或ハ廢シ得可キノ勢ヲ存シタルモノナリヤ、未タ詳ナラス、又案スルニ應神仁德ノ時ヨリ本朝ニ入リテ、佛教傳來ト共ニ益々隆盛ニ赴キタル漢土天下國家ノ論ハ大ニ新主義ノ進歩ヲ助ケテ大化改新ノ豫因ヲ爲シタルモノカ。

十五年七月、太子は、また大禮小野臣妹子を正使、鞍作福利を通事として、隋に遣はし、はじめて支那と國際の交通を開かれた。小野臣は、「新撰姓氏錄」によれば、彦姥津命五世孫米餅搗大使主命の後で、近江國滋賀郡小野を本居とするものである。この遣使の目的は、「善鄰國寶記」に引いてある「經籍後傳記」に「是時國家書籍未多、爰遣小野臣因高於隋國、買求書籍、兼聘隋天子」と述べてあるのや、「隋書」に「大業三年即ち推古天皇十五年其王多利思比孤、遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣使朝拜、兼沙門數十人、來學佛法」とあるのやによつて、ほぼ察することが出來よう。本居宣長は、「馭戎慨言」に、

そもくかの國王より、いまだ使をもたさざるに、かたじけなく皇朝より、かくふりはへて大御使をつかはし、はいかなる故にかとたづぬるに、扶桑略記に、此御使の事しるせる所に、太子奏曰、臣之先身修行漢土、所持之經、今在衡山、望遣使將來、比校所誤之本云云と見え、又かの國ぶみ隋書といふにも、此度まかれる御使の詞とて、聞海西菩薩天子重興佛法、故遣使朝拜と表るせる如く、聖德皇太子の大御政きこしめす御代なりければ、おほくは佛の道のためにつかはし、御使なりけり、又そのかみは韓國の人共おほく参りゐて、したしくつかへまつ

れりければ、其人どもの、かのもろこしのことを、めでたき國也と、つねにほめ申せるをきこしめし、又そのことばかしこき書共を見そなはずにつけても、いかで御言かよはして、萬の事共をまねびとらばやとおもほす御心もましくけるなるべし、同じき御世三十一年の紀に、もろこしの國に、物ならひにつかはし、人共のかへり参りて申ける詞に、其大唐國者、法式備定珍國也、常須遠といへるにても、さきく韓人共なども、かくさまにそのかし申せしたぐひ有けんことしるべし、さてかく此もろこしから國へ、皇朝の大御使つかはしてむつび給ひしは、此御時ぞはじめなりけるを、略下

さ述べてゐるが、要するに、太子は、從來、朝鮮半島を經由して、大陸の文化を傳へてゐたのに満足せられず、直接に支那と交通して、その開化即ち宗教・學藝・制度等を取り入れようとせられたのであらう。この時、われから送つた國書には、全く對等の禮を執られて、「日出處天子、致書日沒處天子、無恙」云々と認めてあつたと「隋書」に載せてある。驕傲なる隋主煬帝は、これを覽て悦ばず、「蠻夷書、有無禮者、勿復以聞」と、その鴻臚卿外交主任者に謂つたと「隋書」に見えてゐる。さもあるべきことであらう。しかし、煬帝は、その意氣の高遠なるのを怪んで、翌年、妹子の還る時、裴世清等十二人をして、これを送らせ、わが國風を視させることとした。「書紀」に「十六年夏四月、小野臣至自大唐、唐國號妹子臣、曰蘇因高、即大唐使人裴世清、下客十二人、從妹子臣至於筑紫」とあるのがそれである。この蘇因高を、契沖は、小妹子也といひ、伴信友は、小野はサヌと唱ふべし、サヌの約スなり、唐人サヌを蘇と譯し、妹子を因高と譯したるなりといつてゐるが、蘇は小を字音にかへたまでに過ぎぬのであらう。妹子並びに隋の使節は、百濟を経て筑紫に著いた。朝廷では難波吉士雄成を筑紫に遣はして、これを迎へさせ、新

館を難波の高麗館の上に造つて、歓迎の準備を整へた。六月十五日に、隋使は、いよいよ難波津に著いたから、飾船三十艘を以て江口に迎へ、新館に引き入れ、中臣宮地、連麻呂・大河内直隸手・船史王平を以て掌客として接待せしめられた。妹子は、歸途、百濟に於て、隋主の授けた書を掠取されたので、朝議は、流刑に決したが、天皇は、妹子は「書を失ふ罪はあれど、大國の客に聞えても、よろしからず」と仰せられ、特に赦してその罪を問はれなかつた。八月三日に、裴世清等は入京した。飾騎七十五疋を以て、海石榴市に迎へ、額田部連比羅夫が禮辭をのべた。「馭戎慨言」に

書紀に、かしの使、六月十五日に難波につきて、八月三日に京に入とあれば、おほよそ五十日ばかり、いたづらに難波にとどめられしなり、かくしてとみ(速)に京へめさざりしは、ゆゑ有べし、妹子臣、かの國王が書をうしなひしとがによりて、流さるべきかなどいふさだめ(議)も有しかば、さるさわぎなどによりて、日数は經しか、其書もくたら人にとられしといふは、ことづけ(託言)にて、まことは書のさまのひやなかりし故に、こなたの大御心にかなふまじきことをはばかりて、ことさらにうしなひしにも有べく、又かの王が悦ばざりしことなど、何くれのありさまの、おのづから聞えし故に、ひやなくおほしめして、かの使をも、京へは入らるまじきよしなどのさだめも有しにや、いかさまにも久しくとどこほりしは、かゝる事共のゆゑにぞありけんかし、と論じてゐるが、或はさうであつたかも知れぬ。「隋書」にも

明年大業、上遣文林郎裴世清、使於倭國、中倭王遣小德阿鞞臺、從數百人、設儀仗鳴鼓角來迎、後十日、又遣大禮哥多毗、從二百餘騎郊勞、

と書いて、その使の入京の状況を述べてゐる。大禮哥多毗が、額田部比羅夫であることは、疑ないが、阿鞞臺の何人であるかは詳かでない。なほ「隋書」及び「北史」に

至開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤、號阿鞞鷄彌、遣使詣闕とある。開皇二十年は、大業三年の七年前で、推古天皇の八年(一一六〇)に當つてゐる。この年に果して使を遣はされたか、國史には、全くその記載を闕いてゐるから、明かには知り難い。「馭戎慨言」には「まことの皇朝の御使にあらず」とし、「西の邊なるものしはざにて、姓阿每字多利思比孤とは、偽りて天足彦となりのりしなるべし」と説き、久米邦武氏は、「八年唐申に既に隋へ使を通して其時に大使派遣及び國書の都合などを打合せおかれし事と覺ゆ、阿每多利思比孤は天足彦にて男稱なり、攝政太子の使として至りしにより、後の大使も亦其使として待遇したるにもあるべし。」といつてゐる。

八月十二日に、裴世清はいよいよ参内した。この時、阿倍鳥臣・物部依網連抱が導者となり、國書捧呈の儀が行はれた。その書に曰はく、

皇帝問倭皇、使人長吏大禮蘇因高等至具狀、朕欽承寶命、臨仰區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠遠脩朝貢、丹款之美、朕有嘉焉、稍暄比如常也、故遣鴻臚寺掌客裴世清等、指宣往意、拜送物如別

と。謁見畢り、翌月、裴世清等歸途に上る。その時、われはまた、小野妹子を大使、吉士雄成を小使、鞍作福利を通事として、これを送らせた。この再度の遣使が携へていつた國書は、その全文が「書紀」に載せてある。曰はく、

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊候何如、想清念、此即如常、今遣大

禮蘇因高、大禮乎那利等一往、謹白不具、

と。この時、隨行留學した學生は、倭僕直福因・奈羅譯語惠明・高向漢人玄理・新漢人大國の四人、學問僧は、新漢人晏・南淵漢人請安・志賀漢人惠隱漢人廣齊の四人、合せて八人であつた。當時、隋は、久しく分裂してゐた支那を一統し、國勢が甚だ盛んで、文物も、また大いに進んでゐたから、わが留學生等は、歸朝の後、各々その學び得た所を以て、わが政治・文化の改良・進歩を助けたことが少くなかつたのである。

太子の御事蹟中、特筆すべきは、佛法の興隆に關することであるが、それは本講座に於ける橋川講師の「日本佛教史」に詳述されてゐるから、すべて、それにゆづることとする。なほ石田茂作氏が最近に發表された「飛鳥人の信仰生活」といふ論文は、是非熟讀されることを望む。

さて佛教興隆の結果、寺塔の造營、佛畫、佛像の製作が頻繁となり、邦人で僧尼となるものも、だんだん多きを加へ、佛教の公傳から推古天皇の三十二年(一二八四)に至るまで、約七十年の間に、法興寺・法隆寺をはじめとして、寺院の建てられたものが四十六で、この三十二年に於ける僧尼の現在數は、僧八百六十六人、尼五百六十九人であつたといふことである。かくの如く、佛教が迅速に傳播して、國教的勢力を扶植すると、それにつれて、諸般佛教藝術が長足の進歩をなしたことはいふまでもない。本講座の「日本美術史」を覽て、その詳細を知つてもらひたい。

美術工藝の外に、學問もまた漸く開け、天皇の十年(一二六二)には、百濟から僧觀勒が來て、曆・天文・地理・遁甲・方術等の書を献上した。太子の攝政中に曆を天下に頒つたことは、既に述べた通りであるが、太子は天皇の二十八年(一二八〇)に馬子と議して、天皇記・國記及び臣・連・伴造・國造百八十部并に公民等の本記を録された。これ

が國史編纂のはじめである。惜いかな、その書は、亡びて傳はつてゐないから、内容のいかなるものであるかは、知ることが出來ぬ。支那の修史の體裁からいへば、天皇記は、本紀に相當し、臣・連・伴造・國造・百八十部并に公民等の本記は、列傳に相當するやうであるが、國記とはいかなるものであつたらう。「書紀通證」には「今按天皇記即天皇本紀。國記即神代本紀・神祇本紀・天孫本紀是也」とあれど、從ひがたい。

太子は、即位に及ばずして、攝政中に薨ぜられた。その薨去を「書紀」では天皇の二十九年辛巳に係けたれど、法隆寺金堂釋迦佛の銘及び中宮寺の天壽國曼荼羅の銘に據れば、明かに三十年壬午であることが知られる。その薨去のことが、一たび傳はると、諸王・諸臣及び天下の百姓悉く長老は愛兒を失ふが如く、鹽酢の味、口にあれども、その味を失ひ、少幼者は、慈父母を亡ひたるが如く、哭泣の聲、行路に滿ち、耕夫は、耕を止め、春女は杵せず、日月も輝を失うて、天地既に崩れたるが如く感じ、今より以後、誰れをか恃んやと嘆じたのであつた。その御人格の偉なる、その御徳望の隆なる、實に千古稀有と申してよろしからう。

第十六章 遣唐使 蘇我氏の無道

聖德太子の薨後、馬子はまた憚る所なく、その專恣、日につのり、推古天皇の三十二年(一二八四)に、阿曇連阿倍臣摩侶の兩人を以て、天皇に奏し、「葛城縣は、臣が本居なれば、願くはその縣を得て、臣が領邑と爲さん」と請ひ申した。天皇は、「今朕則自蘇我一出之、大臣亦爲朕舅也、故大臣之言、夜言矣則夜不明、日言矣則日不晚、何辭不用、然今當朕之世、頓失是縣、後君曰、愚癡婦人臨天下、以頓亡其縣、豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠、是後

葉之惡名」と仰せられて、おゆるしがなく、馬子の迫りたてまつたのを、何となく止められた。

後二年、馬子は薨じた。年七十六である。長子善徳は、さきに卒したものと見えて、次子蝦夷が、ついで大臣となつた。その後二年に、天皇もまた崩ぜられた。聖徳太子の薨後、未だ皇嗣が定まつてゐなかつたので、天皇は、御病氣御大切の際、敏達天皇の御孫田村皇子を召して、「天位に昇つて、鴻基を経綸せよ」とおほせられ、また聖徳太子の御子山背大兄王を召して、「汝稚し、心に望ありしも、慎んで言ふことなかれ。宜しく群臣に従ふべし」とお告げになつた。

大臣蝦夷は、嗣位を定めんと欲し、阿倍麻呂と議して、群臣をその家に聚め、二皇子の受けた遺詔をのべた。皆默然として答へるものはなかつたが、再三の間に對し、大伴鯨が進んで、「田村皇子に遺詔がある以上、皇位は既に定まつてゐる。誰人か異言せん」とのべ、これに同意するものがあつた。然るに、許勢臣大麻呂・佐伯連東人・紀臣埴手シホテの三人は、「宜しく山背大兄王を立つべし」と主張した。たゞ蘇我倉摩呂クラマロ（またの名は雄當蝦夷の弟）は、「今直に言ふことは出来ぬ。さらに思うて、後に啓さう」といつた。蝦夷は、群臣和せず、事の成らざるを知つて、そのまま退いたが、やがて、かたく山背大兄王を立てんと欲してゐた叔父境部摩理勢マリスセ（馬子の弟）を攻め殺し、群議を定めて、田村皇子を擁立したてまつた。これが第三十四代の舒明天皇でいらせられる。天皇は御多病で、たび／＼有馬・伊豫の温泉に行幸せられ、國政は大臣に委せられたから、蝦夷はます／＼權を擅にするやうになつた。

これよりさき、聖徳太子攝政の末年に、支那では唐が起つて、隋に代り、その文物が、ます／＼進み、制度もいよ／＼整つた。舒明天皇は、御即位の二年（二一九〇）に、大仁犬上三田ミタ稻・大仁藥師ヤクシ惠日ヱニチを使として、唐に赴かせられ

た。後二年、唐使高表仁が、三田稻を送り來つて、共に對馬に泊した。この時、學問僧靈雲・僧旻及び勝鳥養カキカヒ・新羅の送使等が、これに従つてゐた。やがて唐使等は、難波津に著いた。大伴連馬養ウマカヒを遣はして、これを江口に迎へさせた。その船は、三十二艘で、鼓吹旗幟、皆具さに整飾された。高表仁は、「風寒き日に、船艘を飾り整へて、以て迎へたまふことは、かたじけなし」とて、且歡び、且謝した。難波吉士小槻コヅキ・大河内直矢伏ナカヤシが、導者となつて、これを難波館前に導き、伊岐史乙等イキシ・難波吉士八牛ヤツシが、唐使を引いて、館に入らしめ、その日に酒を賜うた。翌年、高表仁等が歸國するに當り、わが送使吉士雄摩呂・黑摩呂等は、對馬まで到つて還つた。これから、唐との國交が、また開け、十一年には、學問僧惠隱・惠雲が歸京し、十二年には、學問僧請安・學生高向玄理も歸り、しだいに隋・唐の文物制度が將來されて、わが國運の進歩を助けることとなるのである。

天皇は御即位の二年に、御弟茅渟王チヌの女寶皇女を皇后にお立てになつた。これにさきだち、蘇我馬子の女法提郎媛ホホテノイラツメを納れて、古人皇子を生み、御長子なるを以て、大兄皇子と稱した。ついで、皇后の御腹に葛城・大海人の二皇子の御誕生があつた。よつて、葛城皇子を中大兄皇子と稱した。この大兄と申す御名の訓み方につき、伴信友は、「長等の山風附録大兄名稱考」に於て、「書紀」並に「釋日本紀」にオヒネ又はオホネと訓める例を擧げ、「書紀」に、十八ところに同じ訓さまを註して、なべて近世にのみなれたるがごとく、オホエとよめるはひとつだにあることなく、また釋日本紀に、七ところ見えたるも、同じ訓さまなる」ことを述べ、「本語はオホヒネなるが、音の約りてオヒネとも申し、又オホネともかよはして申し奉りたりしにて、いにしへ皇子たちの中に、品別にゆゑづきて、愛寵てかしづき給ふを申名稱なるべし」と説き、さらに「さてまた大兄と稱したる御かた／＼の事狀につきて、なほつら／＼思遣り奉るに、

中昔の書どもに、皇子の中にて皇太子に立て給ふべきしたかたにかしづき給ふを、坊がねと稱せるに似たるを、古は其崇稱を儲て、然は大兄と稱せる例のありしにこそ」と論じてゐる。

舒明天皇は御在位十三年にして百濟宮に崩ぜられた。よつて宮北に殯りして、これを百濟大殯と申した。この時、東宮開別皇子(即ち葛城皇子)が御年十六にて誅したまふ。かやうに、葛城皇子は、當時、既に舒明天皇の皇太子にておはしましたのに、推古天皇の例にならうて、御母寶皇女が御世をしろしめすこととなつた。これが第三十五代の皇極天皇でおはします。強ひてはいふことは出来ぬが、蝦夷が葛城皇子を忌み嫌ひ奉り、東宮を下して、御母后を立てまゐらせたのかもしれない。蝦夷の大臣たること、故の如く、その子入鹿は、みづから國政を執り、威、父にまさり、上下恐れて、嚴酷を憚つた。蝦夷は、祖廟を葛城高宮に建てて、天子の儀式を模し、また豫め雙墓を今來に起し、一を大陵、一を小陵と稱し、大陵を蝦夷の墓とし、小陵を入鹿の墓とし、死後に人を勞せしめることのないやうにしたのだと揚言した。そして、さらに上宮の乳部の民を聚めて、墓に役使した。上宮乳部は、聖德太子のために定め置かれた部民で、太子の御子孫に傳へて領したまふ所の人民であるから、上宮大娘姫王は、大いにこれを憤つて、「蘇我臣が國政を専らにして、多く無禮を行つた。天に二日なく、國に二王なし。何によつて、意に任せて、悉く吾が民を役するか」と歎かれた。これから、兩家は、漸く怨を構へた。

二年十月、蝦夷は病によつて朝せず、私かに紫冠をその子入鹿に授けて、大臣の位に擬した。入鹿は、暴逆益々甚しく、古人大兄皇子の母が馬子の女であるので、この皇子を立てて、皇儲となさんと欲し、上宮王等の名室あるを忌んで、まづこれを除かうと謀つた。そして、遂に巨勢德太古・土師婆婆を遣つて、山背大兄王を斑鳩宮に襲はしめた。王以下、逃れて膳駒山に隠れ、一旦はその踪跡を晦まされたけれども、王は、一身の故を以て、百姓を傷くるを欲しないとして、山を出て、斑鳩寺にかへり、遂に子弟妃妾と、一時に自勤して、俱に薨じた。蝦夷は、これを聞いて、嗔り罵つて、「噫入鹿は、極甚しい馬鹿者である。専ら暴悪のみ行ひなば、汝の身命は殆からずや」といつたといふことである。

これから、入鹿の僭逆は、益々甚しくなり、二つの家を甘檮岡(大和國高市郡飛鳥村大字豊浦の地)に營み、一を蝦夷の家として、これを宮門といひ、他を入鹿の家としてこれを谷宮門といつた。またその子女を呼んで、王子と稱し、家外に城柵を作り、傍に兵庫を建て、門毎に水を盛る舟一つと、木鉤具十を置いて、火災に備へ、常に力人をして兵器を持って、家を守らしめた。またさらに家を畝傍山の東に起し、池を穿ち、城を起し、庫を造つて、箭を儲へしめ、恒に五十の兵士を隨へて出入した。蘇我氏の僭逆はここに至つて、その絶頂に達した。

この時に當り、中臣御食子の子に鎌子鎌子の前名といふものがあつた。人と爲り、忠正で、蘇我氏の惡逆極まる所行を怒り、是非共これを仆して、君臣の道をたださうと決心し、諸皇子の中で、事を共にするに足る英傑を求め、ひそかに心を中大兄皇子に寄せた。しかし、その間がまだ疎遠で、互に抱負を語りあふ機會を得なかつたが、或時、中大兄皇子は法興寺の槻樹の下で、打毬の仲間に加はられた。その時、皇子の皮鞋が、毬に隨つて脱落したのを、たま／＼伺候してゐた鎌子が、直に拾ひ取り、跪いて恭しくささげて、これを奉つた。これから、兩者の間が親善になり、互にその所懐を披瀝するを得た。しかも、他人の嫌疑を恐れ、ともに教を南淵先生に學ぶに託し、往返の途上に於て密かに相謀ることとした。鎌子は、また大事を謀る助を得んがために、皇子に勧めて、蘇我石川麻呂入鹿の從弟の長女を納

れて妃となさしめ、さらに佐伯子麻呂・葛木稚犬養網田をも、皇子に推舉した。

入鹿は既に上宮王の御一族を除き、今や、中大兄皇子の存亡を問はんましてゐる。危急の機は、まさに迫つてゐるのである。

四年(一三〇五)六月、中大兄皇子は、三韓が調を進める日に、石川麻呂をして、その表を讀ましめ、機に乗じて、入鹿を斬らんとする計畫を告げた。その日(二十一日)になりて、天皇は、大極殿ダイゴクテンに御し、古人大兄皇子が侍した。鎌子は入鹿の性疑ぶかく、晝夜、劍を佩けるを知り、俳優に教へ、方略を以て、これを解かしめた。入鹿は笑つてこれを解き、入つて座に著いた。石川麻呂は、進んで三韓の表文を朗讀した。皇子は諸門を鎖さしめて、出入往來を禁じ、親ら長槍を執つて、殿側に隠れ、鎌子等は弓矢を持して助衛をなした。表文を讀んでゐる石川麻呂は、將に盡きんとしてゐるのに、子麻呂等が、約の如くに來ないので、流汗、身に沃ウレホひ、聲亂れ手わなないた。入鹿は怪んで、「何故にふるひわななくか」と問うた。石川麻呂は、「天威咫尺、覺えず然り」と答へた。皇子は子麻呂が入鹿の威を恐れて進まないのを見、吐嗟チャアといひさま、子麻呂等と共に不意に出て、劍を以て入鹿が肩を傷け、入鹿が驚いて起つ所を、子麻呂が劍を揮つて、その一脚を傷けた。入鹿は御座に轉び就き、叩頭してその罪なきを奏したが、皇子は、地に伏して、入鹿が天位を傾けんとする逆意を懐いてゐる旨を答奏したので、天皇は起つて殿中に入りたまうた。そこで、子麻呂・網田等は、入鹿を斬つてこれを誅した。吉田東伍氏が

按ずるに蘇我氏の滅亡は時運必至の數なり、崇文の政を好むに似たりと雖、其驕恣は何ぞ上下の怨嗟を免れむ、禍亂の機方に至れり。葛城皇子、中臣鎌足、深く謀慮する所あり、遂に大極殿の廷誅を斷行す。其手段は全く異例に屬し

稱して大義を舉ぐといふ、蓋、危急の際、常典に由る能はざればなり。

といつてゐる通り、實に常典に由る能はざる危急の際であつたのである。古人大兄皇子はこれを見て、私宮に走り歸り、人に謂つて曰はく、「韓人、鞍作臣即ち入鹿を殺す。吾が心痛む」と。即ち臥内に入り、門をとちて出なかつた。この韓人云々は、古人大兄皇子が周章狼狽して、まことの韓人が殺したものと見られたままにのたまへるか。ただしは、「書紀通證」に言託言託于三韓調進言託而誅殺也。とあるの意か。いづれも適當な解釋ではあるまい。これは古人大兄皇子が中大兄皇子の漢風を愛したまふを憎み嘲つて、韓人といはれたので、兩皇子の志向の甚しく相反してゐる結果であらうと思はれる。

中大兄皇子は、法興寺に入りて、兵を備へ、入鹿の屍を蝦夷の宅に送らしめられた。漢、直等が兵を持し、蝦夷を助けて、軍師を設けたので、皇子は人を遣はし、天地開闢より君臣の分の定れるを説いて、向ふ所を知らしめられたので、皆散走した。ここに至つて、蝦夷もいよく敵する能はざるを知り、遂に火を放つて焚死した。この時、聖徳太子が馬子と共に修められた天皇記・國記及びその他の珍寶は、悉く焼け失せた。ただ國記のみが船史ヒサカ惠人によつて、火中から取り出され、中大兄皇子に奉られた。これが即ち今日の「舊事紀」の一部であるといふものもあるが、果してさうであるか、疑はしう。

皇極天皇は、入鹿伏誅の後、直に御位を中大兄皇子に譲らうとなされたが、皇子は鎌子とはかり、庶兄古人大兄皇子と御舅輕皇子とを推された。古人大兄皇子は固辭し、法興寺に詣つて、僧となり、吉野にはいられたので、輕皇子が御位に登つて、第三十六代の孝德天皇となり、中大兄皇子を皇太子に立てたまうた。

これまでは、諸氏、みな、世世、一定の家業を守り、その族人は、族長の支配を受けてゐた。殊に大臣・大連・國造・縣主の如きは、多くの土地・人民をも私有してゐたから、年を経るままに權勢を恣にし、その弊害がかうじて、朝威も、ために蔽はれるに至つた。しかるに、さきには物部氏が仆れ、今また蘇我氏が亡びて、大臣・大連の專權も、全く地を拂ひ、天朝の御威光は再び輝いて、永へに四海に及ぶこととなつた。それと同時に、支那との國交が開けて、その制度・文物が傳來し、ここに國政の大改革をなすべき氣運が漸く成つた。

古代史終

古代史

定價金壹圓五拾錢

昭和十年一月十日印刷
 昭和十一年一月十五日發行
 昭和十三年十月一日再版印刷
 昭和十三年十月五日再版發行

不許複製

編輯者 國文學大講座刊行會
 代表者 吉川與志次

發行者 伊藤嘉市
 東京市神田區神保町六七

印刷者 伊藤嘉市
 東京市神田區神保町六七

發行所

東京市神田區神保町一丁目六十七番地
 東京書院內

日本文學社
 京都市下京區四條通り大宮東入
 洛東書院

電話 壬生九九四番
 振替 京都三三〇一番

終

